

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次に掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 4 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者

A-2 次の記述は、変更検査について述べたものである。電波法（第18条及び第110条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により **A** 又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、**B** を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

注 1 電波法第24条の2第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13第1項の登録を受けた者をいう。

- ③ ①の規定に違反して無線設備を運用した者は、**C** に処する。

A	B	C
1 無線設備の設置場所の変更	許可に係る無線設備	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 無線設備の設置場所の変更	当該無線局の無線設備	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
3 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更	当該無線局の無線設備	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更	許可に係る無線設備	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

A-3 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更及び免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第19条、第53条及び第71条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が識別信号、**A** 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- ② 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の **B** の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- ③ 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、**C** は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A	B	C
1 電波の型式、周波数	周波数若しくは空中線電力	電波の型式、周波数及び空中線電力
2 電波の型式、周波数	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	電波の型式及び周波数
3 電波の型式、周波数、空中線電力	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	電波の型式、周波数及び空中線電力
4 電波の型式、周波数、空中線電力	周波数若しくは空中線電力	電波の型式及び周波数

A-4 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備を設ける場所の要件について述べたものである。電波法（第34条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

義務船舶局等の無線設備は、次の(1)から(3)までに掲げる要件に適合する場所に設けなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。

- (1) 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- (2) 当該無線設備につきできるだけ A することができるよう、その場所が当該船舶において可能な範囲で B にあること。
- (3) 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある C であること。

A	B	C
1 安全を確保	高い位置	水、温度その他の環境の影響を受けない場所
2 安全を確保	航海船橋に近い位置	振動及び衝撃が少ない場所
3 効果的な運用を確保	航海船橋に近い位置	水、温度その他の環境の影響を受けない場所
4 効果的な運用を確保	高い位置	振動及び衝撃が少ない場所

A-5 次の記述は、インマルサット船舶地球局の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第40条の4）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

インマルサット船舶地球局の無線設備は、次の(1)から(6)までに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- (1) 点検及び保守を容易に行うことができるものであること。
- (2) 自局の識別表示は、容易に A こと。
- (3) 遭難警報は、容易に送出でき、かつ、誤操作による送出を防ぐ措置が施されていること。
- (4) 電源電圧が定格電圧の（±） B において変動した場合においても、安定に動作するものであること。
- (5) 電源の供給の C である場合は、継続して支障なく動作するものであること。
- (6) 通常起こり得る温度若しくは湿度の変化、振動又は衝撃があった場合において、支障なく動作するものであること。

A	B	C
1 変更できる	10パーセント以内	中断が5分以内
2 変更できる	20パーセント以内	中断が1分以内
3 変更できない	10パーセント以内	中断が1分以内
4 変更できない	20パーセント以内	中断が5分以内

A-6 次の記述は、船舶局無線従事者証明について述べたものである。電波法（第48条の2）及び電波法施行規則（第34条の11）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の無線設備の操作又はその監督を行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。

- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める A を有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
 - (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に関する訓練の課程を修了したとき。
 - (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から B を経過していないとき。
- ③ ②の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は C とする。

A	B	C
1 無線従事者の資格及び業務経歴	3年	第一級海上特殊無線技士
2 無線従事者の資格	5年	第一級海上特殊無線技士
3 無線従事者の資格及び業務経歴	5年	第四級海上無線通信士
4 無線従事者の資格	3年	第四級海上無線通信士

A-7 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された **A** の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 次の(1)から(6)までに掲げる通信は、①の(6)の「総務省令で定める通信」とする。
- (1) **B**
- (2) 船位通報に関する通信
- (3) 港務用の無線局と船舶局との間で行う港内における船舶の交通、港内の整理若しくは取締り又は検疫のための通信
- (4) **C** のために行う海岸局と船舶局との間又は船舶局相互間の通信
- (5) 電波の規正に関する通信
- (6) (1)から(5)までの通信のほか、電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）に掲げる通信 その他電波法施行規則第37条各号に定める通信

A	B	C
1 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	国又は地方公共団体の事務
2 目的、通信の相手方若しくは通信事項又は電波の型式及び周波数	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	気象の照会又は時刻の照合
3 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線機器の試験又は調整をするために行う通信	気象の照会又は時刻の照合
4 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	免許人以外の者のための通信であって、急を要するもの	国又は地方公共団体の事務

A-8 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条から第59条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- (2) 実験等無線局を運用するとき。
- 3 海岸局及び船舶局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信（注）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

A-9 航空機局等の運用等に関する次の記述のうち、電波法（第70条の2及び第70条の5）及び無線局運用規則（第149条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機局の運用は、その航空機の航行中及び航行の準備中に限る。但し、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信をいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 航空局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 航空機局は、その航空機の航行中は、総務省令で定める方法により、責任航空局又は交通情報航空局と連絡しなければならない。ただし、航空交通管制に関する通信を取り扱う航空局で他に適当なものがあるときは、その航空局とする。
- 4 航空機局が行う交通情報航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、他の航空機局を経由して行うことができる。また、責任航空局に対する連絡は、やむを得ない事情があるときは、これを要しない。

A-10 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の5及び第58条の6）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- ① 海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信による呼出しの反復は、次により行うものとする。
- (1) 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。
- (2) 船舶局における呼出しは、5分間以上の間隔を置いて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくともAを置かなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあっては5秒以上4分半以内に、船舶局にあってはBに応答するものとする。
- ③ ②の応答は、次に掲げる事項を送信するものとする。
- (1) 呼出しの種類 (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号
(5) 通報の型式 (6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ④ ③の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、③の(6)の通報の周波数等にCを明示するものとする。

	A	B	C
1	10分間の間隔	5分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
2	15分間の間隔	5分以内	自局の希望する代わりの電波の周波数等
3	15分間の間隔	10分以内	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
4	10分間の間隔	10分以内	自局の希望する代わりの電波の周波数等

A-11 緊急通信の取扱い等に関する次の記述のうち、電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。海岸局等（注）は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下2において同じ。
- 2 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少なくとも5分間継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 3 モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- なお、当該緊急通信が、自局に対して行われるものでないときは、前段にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。
- 4 海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局は、自局に係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者に通報する等必要な措置をしなければならない。

A-12 次の無線局のうち、遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う無線局に該当するものはどれか。無線局運用規則（第83条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 遭難通報を送信した無線局
- 3 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局

A-13 次に掲げる書類のうち、国際航海に従事する船舶の義務船舶局であつて国際通信を行う船舶局に備え付けを要しないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- 2 無線従事者選解任届の写し
- 3 海岸局及び特別業務の局の局名録
- 4 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則

A-14 次の記述は、安全通報の告知等について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して安全通報の告知を行うものとする。
- ② 安全通報の告知は、電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項第1号別図第10号に定める方法により行うものとする。
- ③ ①により安全通報の告知を行った無線局は、これに引き続いで、次の(1)及び(2)に掲げる安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。
 - (1) □Aによる場合にあっては、「SECURITE」
 - (2) 無線電話による場合にあっては、「セキュリテ」又は「□B」の3回の反復
- ④ □Aにより安全通報を送信するときは、③の(1)の安全信号の次に□Cを前置しなければならない。

	A	B	C
1	狭帯域直接印刷電信装置	警報	自局の識別表示
2	狭帯域直接印刷電信装置	安全	関係する相手局の識別表示
3	警急自動電話装置	安全	自局の識別表示
4	警急自動電話装置	警報	関係する相手局の識別表示

A-15 次の記述は、誤った遭難警報を送信した場合の措置について述べたものである。無線局運用規則（第75条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、誤って遭難警報を送信した場合は、直ちにその旨を□Aへ通報しなければならない。
- ② 船舶局は、□B誤った遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の(1)から(7)までに掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。
 - (1) 各局 3回
 - (2) こちらは 1回
 - (3) 遭難警報を送信した船舶の船名 3回
 - (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 1回
 - (5) 海上移動業務識別 1回
 - (6) 遭難警報取消し 1回
 - (7) 遭難警報を発射した時刻（協定世界時であること。） 1回
- ③ 船舶局は、②に掲げる遭難警報の取消しを行ったときは、□Cしなければならない。

	A	B	C
1	海上保安庁	無線電話により	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復
2	海上保安庁	デジタル選択呼出装置を使用して	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
3	適当な一般海岸局	無線電話により	当該取消しの通報を行った周波数によって聴守
4	適当な一般海岸局	デジタル選択呼出装置を使用して	適当な間隔を置いてその通報を少なくとも2回反復

A-16 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

国際電気通信業務は、□Aにおける人命の安全に関するすべての電気通信並びに□Bに関する特別に緊急な電気通信に対し、□Cを与えなければならない。

	A	B	C
1	海上、陸上、空中及び宇宙空間	世界保健機関の伝染病	絶対的優先順位
2	海上、陸上、空中及び宇宙空間	国際赤十字活動	できる限り優先順位
3	異なる国相互間	世界保健機関の伝染病	できる限り優先順位
4	異なる国相互間	国際赤十字活動	絶対的優先順位

A-17 船舶局無線従事者証明に関する次の記述のうち、電波法（第79条の2及び第81条の2）及び電波法施行規則（第43条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に関し報告を求めることができる。
- 2 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を受けた者が電波法第48条の3（船舶局無線従事者証明の失効）第1号又は第2号の船舶局無線従事者証明の効力を失う場合に該当する疑いがあるときは、その者に対し、総務省令で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類であって総務省令で定める次のものの提出を求めることができる。
 - (1) 船員法施行規則第39条の規定により地方運輸局長の証明した船員手帳記載事項証明書
 - (2) 海岸局又は船舶局の免許人の証明した経歴証明書
 - (3) 電波法第48条の3第1号の訓練の課程を修了したことを証する書類
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、これらに準ずる書類であって総務大臣が別に告示するもの
- 3 総務大臣が求める船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類の提出期限は、総務大臣がその提出を求めた日から起算して3月を経過した日とする。
- 4 総務大臣は、船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類の提出を求められた者が当該書類を提出しないときは、その船舶局無線従事者証明の取消しの処分を行う。この証明の取消しの処分を受けた者は、処分を受けた日から1月以内にその証明書を総務大臣に返納しなければならない。

A-18 無線通信の秘密に関する次の記述のうち、無線通信規則（第17条、第18条及び第46条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受することを禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
- 2 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を傍受することによって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを公表し、若しくは利用することを禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
- 3 局の許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、電気通信の秘密を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、いかなる場合においてもすべての無線通信の傍受を禁止すること及び傍受したいかなる通信も、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、その存在さえも漏らしてはならないことを明示の方法により記載していなければならない。
- 4 船舶局を有する船舶の指揮者又は責任者及び無線電報の文若しくは単にその存在又は無線通信業務によって得たすべての情報を知ることができる者は、通信の秘密を守り、漏れないようにする義務を負う。

A-19 局の識別に関する次の記述のうち、無線通信規則（第19条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 すべての伝送は、識別信号その他の手段によって識別され得るものでなければならない。（注）
注 しかしながら、技術の現状では、一部の無線方式については、識別信号の伝送が必ずしも可能ではないことを認める。
- 2 虚偽の又は紛らわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- 3 移動業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- 4 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中にできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。もっとも、この伝送中、識別信号は、少なくとも1時間ごとに、なるべく毎時（UTC）の5分前から5分後までの間に伝送しなければならない。ただし、通信の不当な中断を生じさせる場合は、この限りでなく、この場合には、識別表示は、伝送の始めと終わりに示さなければならない。

A-20 国際航海に従事する船舶の船舶局の無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線業務日誌には、電波法第65条（聴守義務）の規定による聴守周波数を記載しなければならない。
- 2 免許人は、検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。
- 3 無線局運用規則第6条（義務船舶局等の無線設備の機能試験）及び第7条（双方向無線電話の機能試験）に規定する機能試験の結果の詳細は、無線業務日誌に記載しなければならない。
- 4 使用を終わった無線業務日誌は、次の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）まで保存しなければならない。

B-1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、□ア□ならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) □イ□ 無線局で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、□ウ□のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が□エ□である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、□ウ□のみを使用するもの
- (4) □オ□ 開設する無線局

- | | | |
|---------------------------------|---------------------------------------|------------|
| 1 総務大臣の免許を受けなければ | 2 あらかじめ総務大臣に届け出なければ | |
| 3 発射する電波が著しく微弱な | 4 小規模な | 5 適合表示無線設備 |
| 6 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 | 7 0.1ワット以下 | 8 1ワット以下 |
| 9 総務大臣の登録を受けて | 10 地震、台風、洪水、津波その他の非常の事態が発生した場合において臨時に | |

B-2 海上移動業務の無線局における総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- イ 無線局の免許人は、外国において、当該外国の主管庁による無線局の検査を受け、その結果について指示を受けたときは、その事実及び措置の内容を総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- ウ 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- エ 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人又は無線従事者に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- オ 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

B-3 無線従事者免許証の返納に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に無線従事者免許証を返納しなければならない場合に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したとき。
- イ 無線従事者が死亡したとき。
- ウ 無線従事者が無線設備の操作を引き続き5年以上行わなかったとき。
- エ 無線従事者が免許の取消し処分を受けたとき。
- オ 無線従事者が日本の国籍を有しない人となったとき。

B-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第43条の2まで）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F1B電波 □ア、4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz若しくは16,804.5kHz又はF2B電波 □イの指定を受けているものは、常時、次の(1)から(4)までの周波数のうち、その無線局が指定を受けているもので、聴守をしなければならない。
- (1) F1B電波 □ア
(2) F1B電波 8,414.5kHz
(3) F1B電波 4,207.5kHz、6,312kHz、12,577kHz及び16,804.5kHz（船舶局の場合にあっては、これらの電波のうち、時刻、季節、地理的位置等に応じ、適当な海岸局と通信を行うため適切な □ウとする。）
(4) F2B電波 □イ
- ② 船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により □エ を備えるものは、F1B電波 518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波 424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波 424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。
- ③ 海岸局にあっては、F3E電波 156.8MHzの指定を受けているものは、□オ、その周波数で聴守をしなければならない。

- 1 2,174.5kHz 2 2,187.5kHz 3 156.525MHz 4 156.65MHz
5 二の周波数 6 一の周波数 7 デジタル選択呼出専用受信機
8 ナブテックス受信機 9 常時 10 その運用義務時間中

B-5 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、□ア、過剰な信号の伝送、虚偽の若しくはまぎらわしい信号の伝送又は、□イの伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。
- ③ 混信を避けるために、送信局の □ウ 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の □ウ は、特に注意して選定しなければならない。
- ④ 混信を避けるために、無線通信規則第22条（宇宙業務）22.1に定める条件（宇宙局は、無線通信規則に基づいて要求されるときは、遠隔指令により □エ することができる装置を備え付けなければならない。）を満たさなければならない。
- ⑤ □オ、無線通信規則第31条（GMDSSのための周波数）に定める遭難及び安全に関連する周波数並びに同規則付録第27号に定める安全な飛行と正常な飛行に関連する周波数に対する混信を避けるため、特別の考慮を払わなければならない。

- 1 不要な伝送 2 長時間の伝送
3 無線通信規則に定めのない略語 4 識別表示のない信号
5 位置 6 無線設備
7 電波の発射を直ちに停止 8 その発射する電波の周波数を直ちに変更
9 遭難及び安全のための周波数 10 國際電気通信業務のための周波数